

重 要 性 分 類 III  
事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金沖縄支部

解散する健康保険組合に係る被保険者証の確認について（お願い）

平素は、支払基金の業務処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金からの資格関係の返戻を防ぐため、被保険者証の確認については、患者の受診時にご対応いただいているものと存じます。

今般、大規模な健康保険組合が平成 31 年 4 月 1 日付けで解散することとなり、健康保険組合の解散後、継承する全国健康保険協会から下記のとおり被保険者証の確認について、協力依頼がありましたので、ご理解のうえ、ご協力方お願いいたします。

記

1 対象健康保険組合及び保険者番号

- (1) 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- (2) 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- (3) 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

2 依頼内容

上記 1 の健康保険組合については、加入者約 65 万人が全国健康保険協会へ移行する見込みとなっており、被保険者証の切り替えが、平成 31 年 4 月上旬までに順次行われ、4 月中に旧被保険者証の回収が完了する予定です。

このことから、平成 31 年 4 月診療分については、平成 31 年 5 月請求分に限  
り、回収が間に合わなかった旧被保険者証による請求についても、対応させて  
いただきますが、上記 1 の健康保険組合の被保険者証を提示された受診患者に  
対し、4 月中において発行される新被保険者証の早期提示について、可能な範  
囲で働きかけていただきますようお願いいたします。

なお、平成 31 年 6 月請求分以降（平成 31 年 4 月診療分以降の請求に限る）に、旧被保険者証の保険者番号等で請求が行われた場合は、新被保険者証の確認のためにお返しさせていただきますのでご理解願います。